

# 申請期限を2月18日(火)まで延長しました。

※ 行き違いで申請済の場合はご容赦ください。

事務連絡  
令和7年1月24日

障害福祉サービス施設・事業所 管理者 様  
(政令・中核市所管事業所を除く)

兵庫県福祉部障害福祉課長  
ユニバーサル推進課長

## 令和6年度 障害者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金の支給について

平素は、本県の障害福祉行政の推進に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の光熱費・食費等の高騰に対応し、障害者施設等が継続的・安定的にサービスを提供できるよう、一時支援金を支給します。

つきましては、本通知及び県ホームページ等をご確認の上、申請手続きをお願いします。

※ 支給対象は、裏面（申請手引き）記載の補助対象施設・事業所であり、申請受付後、審査を経て交付決定となります。

本案内文は、申請要件充足の可否に関わらず、原則として令和6年12月1日時点における登録事業所あてに一斉送付しており、案内の重複や申請要件を満たさない施設・事業所への到着の可能性がございますので、ご容赦くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 掲載ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/bukkakoutou.html>

※ホーム>健康・医療・福祉>障害者福祉>障害者総合支援法サービス（事業者向け情報）

>障害者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金について



#### ○ポータルサイト

[https://jimukyoku.site/hyogo/syakai\\_fukushi-shienki/](https://jimukyoku.site/hyogo/syakai_fukushi-shienki/)



#### 2 申請に際しての留意事項

- (1) 原則、上記ポータルサイトの申請フォームから申請ください。
- (2) 申請手続き等がご不明な場合は、裏面記載の専用事務局にお問い合わせください。  
(障害福祉課及びユニバーサル推進課ではお問い合わせ対応はできかねます。)

#### 3 申請から支給までの留意事項

- (1) 支援金振込日程に関するお問い合わせにはお答えできかねます。
- (2) 電子申請の場合、申請受付完了後、申請完了メールを事業所メールアドレス宛に送信します。郵送申請の場合は、申請完了連絡を行いませんので、必ず配送状況の確認が可能なレターパック等をご利用ください。
- (3) 審査において、不備や確認事項があった場合は、事務局より申請書記載のご担当者あて（振込口座など個人情報に関するお問い合わせをすることもあるため、申請担当者は必ず回答可能な方の氏名をご記入下さい）に確認のお電話をいたします。
- (4) 審査完了後、事業所メールアドレスあてに交付決定通知書を送付します（郵送申請の場合は、郵送にて送付します）。その後、ご指定の口座に振込みます。

## ■ 申請手続き（障害者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金）

### 1 補助対象施設・事業所

令和6年12月1日時点で現に指定を受けており、サービスを提供している者（休止中を除く）

ただし、以下に該当する場合は申請できません。

- ① 政令市・中核市所管の事業所
- ② 当該一時支援金の申請時点で廃止している事業所
- ③ 国及び[法人税法別表第1に規定する公共法人](#)が設置する事業所 →  
(指定管理者制度による運営を含む)
- ④ 基準該当、地域生活支援事業（移動支援事業、地域活動支援センター等）
- ⑤ 基準上の設備を共有する事業所であって、「高齢者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金」の交付を受ける施設・事業所



### 2 補助金の額

サービス区分（入所・通所・訪問）及び定員規模に応じた額【HP掲載の「基準単価表」参照】  
（入所：45千円～3,355千円／通所：10千円～530千円／訪問：13千円）

※ 同一敷地で設備等を共用している複数サービスの指定を受けている場合は、いずれか1サービスの申請となる組み合わせがありますので、ご注意ください。【詳しくはHP参照】

例1) 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型の指定を受けている場合  
→児童発達支援のみ多機能型定員に応じた額を申請

例2) 一つの事業所で居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合  
→居宅介護のみ申請

### 3 申請方法

申請方法	電子申請ができる場合	<p>ステップ1 【申請メールアドレス登録】</p> <p>①事業者申請メールアドレス登録フォームから、メールアドレスを登録 ②登録完了メールを受信（事業者情報登録URLが記載されています。）</p>
		<p>ステップ2 【事業者情報登録】</p> <p>①事業者情報登録URLから、事業所番号単位で交付申請を行う。 ※振込先口座が同一の場合に限り、法人内の複数事業所分をまとめて申請できません。事業所ごとに異なる振込先口座の指定が必要な場合は、まとめて申請することができませんので、口座単位での申請をお願いします。 ②申請完了メールを受信</p>
		<p>※事業者情報登録URLから審査ステータスが確認できます。 申請の登録後、申請内容の誤りに気付きましたら、下記専用事務局へご相談ください。</p>
	電子申請ができない場合	<p>原則、電子申請による受付としますが、できない場合は、ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、下記までお送りください（郵送の際は、必ずレターパックなど郵便物を追跡できる方法でお送りください）。</p> <p>※郵送先 〒673-0892 兵庫県明石市本町1丁目1-24 大日明石本町ビル3F 社会福祉施設における光熱費等高騰対策一時支援金事務局 宛て</p>
申請時期	<b>令和7年1月24日（金）～令和7年2月18日（火）【厳守】</b>	
支払い	事務局及び県において申請内容を確認し、交付決定後、登録された口座に振込みます。	

### 4 問い合わせ先

兵庫県社会福祉施設における光熱費等高騰対策一時支援金事務局コールセンター  
050-3310-7112 【受付時間: 平日9時～17時(土日祝日は除く)】